

委員会提出議案第1号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例の設  
定について

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように設  
定するものとする。

令和5年（2023年）3月22日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 藤田浩史

（提案理由）

豊中市事務分掌条例の改正に伴い、常任委員会の所掌事項を  
改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊中市議会委員会条例（昭和34年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(常任委員会の名称及び所掌事項並びに委員定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>ア <u>危機管理課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ 総務部の所掌に属する事項</p> <p>ウ 都市経営部の所掌に属する事項</p> <p>エ 都市活力部の所掌に属する事項</p> <p>オ 財務部の所掌に属する事項</p> <p>カ 会計課の所掌に属する事項</p> <p>キ 選挙管理委員会の所掌に属する事項</p> <p>ク 公平委員会の所掌に属する事項</p> <p>ケ 監査委員の所掌に属する事項</p> <p>コ 農業委員会の所掌に属する事項</p> <p>サ 消防局の所掌に属する事項</p> <p>シ 他の常任委員会の所掌に属しない事項</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 市民福祉委員会</p> <p>ア <u>人権政策課の所掌に属する事項</u></p>	<p>(常任委員会の名称及び所掌事項並びに委員定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>ア 総務部の所掌に属する事項</p> <p>イ 都市経営部の所掌に属する事項</p> <p>ウ 都市活力部の所掌に属する事項</p> <p>エ 財務部の所掌に属する事項</p> <p>オ 会計課の所掌に属する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会の所掌に属する事項</p> <p>キ 公平委員会の所掌に属する事項</p> <p>ク 監査委員の所掌に属する事項</p> <p>ケ 農業委員会の所掌に属する事項</p> <p>コ 消防局の所掌に属する事項</p> <p>サ 他の常任委員会の所掌に属しない事項</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 市民福祉委員会</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>イ 市民協働部の所掌に属する事項</p> <p>ウ 福祉部の所掌に属する事項</p> <p>エ 健康医療部の所掌に属する事項</p> <p>オ 市立豊中病院の所掌に属する事項</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>ア 市民協働部の所掌に属する事項</p> <p>イ 福祉部の所掌に属する事項</p> <p>ウ 健康医療部の所掌に属する事項</p> <p>エ 市立豊中病院の所掌に属する事項</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。